

豊川市ホームエネルギーマネジメントシステム設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化防止対策の一環として、市民のエネルギーの効率的利用を積極的に支援するため、住宅にホームエネルギーマネジメントシステム（以下「システム」という。）を設置する者に対し、市の予算の範囲内で交付する豊川市ホームエネルギーマネジメントシステム設置費補助金（以下「補助金」という。）について、豊川市補助金等に関する規則（平成5年豊川市規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「システム」とは、家庭での電力使用量等を自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量などを調整する制御機能を有するものをいう。

(補助の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するシステムを新たに購入して設置（更新、増設及びリースは除く。）する事業とし、補助事業に要する経費のうち別表に定める経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。

- (1) 未使用のシステムであること。
- (2) 愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の補助対象要件を満たすものであること。
- (3) 自ら居住し、又は居住を予定する市内の住宅（店舗等との併用住宅を含む。）の敷地内に補助金の交付を受けようとする年度の3月31日（この日が休日等による閉庁日である場合はその日より前の開庁日）までに設置するシステム

2 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる条件をいずれも満たすものとする。

- (1) システムを設置する住宅の所在地に住所を有し、又は住所を有する予定の者

- (2) 市税及び国民健康保険料（以下「市税等」という。）の滞納がない者
 - (3) 過去に補助金の交付を受けたことがない者
 - (4) 過去に豊川市住宅用地球温暖化対策設備一体的導入設置費補助金の交付を受けていない者又は現に交付の申請をしていない者
- （補助金の額）

第4条 補助金の額は、補助対象経費の4分の1に相当する額とし、当該額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。ただし、20,000円を上限とする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業に着手する14日前までに、豊川市ホームエネルギーマネジメントシステム設置費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) システムの購入費及び設置費の内訳がわかる書類（見積書、工事請負契約書等）の写し
- (2) ホームエネルギーマネジメントシステム設置計画書（様式第2号）
- (3) システムを設置する住宅の所在地を示した地図
- (4) 補助事業の着手前の場所（住宅の全景又は設置予定地）の現況カラー写真
- (5) 市税等において滞納がないことの証明書（申請日前1か月以内に豊川市総務部資産税課で発行されたもの）
- (6) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、豊川市ホームエネルギーマネジメントシステム設置費補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の決定に条件を付することができる。

（補助事業の内容の変更）

第7条 前条第1項の規定による通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）の補助事業は、設置予定機器の製造の中止若しくは供給の中止、又は特に止むを得ない理由があると認められる場合に限り、あらかじめ着工14日前までに豊川市ホームエネルギーマネジメントシステム設置費補助金変更交付申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けて内容を変更することができる。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更がない場合で、第1条の趣旨に反しない軽微な変更をするときは、この限りではない。

2 補助事業者は、前項の規定による申請において、補助金の交付決定額を増額することはできない。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、豊川市ホームエネルギーマネジメントシステム設置費補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 補助事業者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、速やかに豊川市ホームエネルギーマネジメントシステム設置費補助金交付申請取下書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日（補助事業に係る支払が完了した日又は保証書に記載される保証の開始日のいずれか遅い日）から起算して60日を経過した日又は同年度の3月31日（この日が休日等による閉庁日である場合はその日より前の開庁日）のいずれか早い日までに、豊川市ホームエネルギーマネジメントシステム設置費補助事業実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) システムの購入費及び設置費の支払の完了が確認できる領収書及び内訳書の写し（補助事業の内容に変更がない場合は、領収書の写しのみ。）
- (2) システムの保証書の写し（機器型番、日付、販売者名、購入者名及び設置場所が記載されているもの）
- (3) 補助事業者本人の住民票の写し（報告日前3か月以内に発行されたもの）

で、システムを設置した住宅の所在地に住所を有することが確認できるもの)

(4) システムの本体及び設置状況が確認できるカラー写真（端末モニター等でシステムが作動している状態が確認できるものを含めること。）

(5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、豊川市ホームエネルギーマネジメントシステム設置費補助金交付額確定通知書（様式第8号）により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、豊川市ホームエネルギーマネジメントシステム設置費補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求により補助金を交付するものとする。

(財産処分の制限)

第12条 補助事業者は、補助金の交付を受けたシステムを減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数の期間内において、廃棄、売却等しようとするときは、あらかじめ豊川市ホームエネルギーマネジメントシステム設置費補助金に係る財産処分承認申請書（様式第10号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付の決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) 交付の決定の内容及び交付に付した条件に違反したとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか市長が不相当と認めるとき。

(協力)

第14条 市長は、必要があるときは、補助事業者に対してシステムの運転状況に関するデータの提供その他の協力を求めることができる。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象経費	データ集約機器、通信装置、制御装置、モニター装置、計測機器及び配線・配線器具の購入、据付及び設置工事並びに当該工事に付随する工事に関する費用 ※消費税及び地方消費税を含まない。
--------	---